

兵庫県 of 修学支援

兵庫県 総務部 教育課

外国人学校に通う生徒
外国籍生徒用



兵庫県では
3つの給付制度で
高校生の修学を
支援します。

就学支援金

【授業料への支援】

高校生等・新修学支援

奨学給付金

【授業料以外への支援】

入学金支援

【授業料以外への支援】

国籍要件について

このご案内は外国人学校に通う生徒および、下記の国籍要件を満たさない外国籍の生徒向けの内容です。

しゅうがくしえんきん

しょうがくきゅうふきん

就学支援金新制度(授業料への支援)と奨学給付金(授業料以外への支援)受給するには、下記の対象校に在籍し、国籍要件を満たす必要があります。

対象校種

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年)、専修学校高等課程、専修学校一般家庭及び各種学校のうち国家資格者養成課程を置くもの、海上技術学校

対象者の国籍要件

上記の対象校種に在学し、以下のいずれかを満たす生徒

- ①日本国籍を持っている方
- ②特別永住者
- ③永住者(法務大臣が永住を許可した者)
- ④日本人の配偶者、子ども、特別養子
- ⑤永住者・特別永住者の配偶者
or永住者・特別永住者の子として日本で出生し、引き続き日本に在留している方
- ⑥定住者で日本に将来永住する意思がある方
- ⑦家族滞在で以下すべてを満たす方
 - (1)日本国内で出生または12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した
 - (2)日本の小学校と中学校を卒業した
 - (3)日本で就労して定着する意思がある

● 対象校種に含まれる学校に在籍していても、国籍要件を満たさない場合は、本案内をご確認ください。

● **外国人学校***に通う生徒は、**本案内をご確認ください。**

※兵庫県内の対象外国人学校は以下の2校に限る。

・カネディアン・アカデミー

・マリスト・ブラザーズ・インターナショナル・スクール

就学支援金

高校生等・新修学支援

【授業料への支援】

【対象要件】

就学支援金新制度の対象外となる外国籍または外国人学校の生徒（在校生は留学生含む。新生は留学生除く。）

計算方法は5ページ

【支給区分】※ 所得確認基準額で区分決定します。

● 全日制高等学校、専修学校高等課程等（定額授業料）

[在校生（留学生含む）] R8.4より前に入学

年収目安※ ¹ (保護者合算)	所得確認基準額※ ² (保護者合算)	支援限度額 (年額)	国制度
590万円未満	154,500円未満	396,000円	就学支援金 経過措置
910万円未満	154,500円 304,200円未満	118,800円	就学支援金 経過措置
910万円以上	304,200円以上	118,800円	高校生等・ 新修学支援

[新生（留学生除く）] R8.4以降に入学

年収目安※ ¹ (保護者合算)	所得確認基準額※ ² (保護者合算)	支援限度額 (年額)	国制度
590万円未満	154,500円未満	396,000円	高校生等・ 新修学支援
910万円未満	154,500円 304,200円未満	118,800円	高校生等・ 新修学支援
910万円以上	304,200円以上	—	—

※¹ 保護者1名が働き、子どもが2人(16~18歳:1人、~15歳:1人)いる4人世帯を想定

※² 支給区分は所得判定基準額を基に決定します。

就学支援金

高校生等・新修学支援

【授業料への支援】

【対象要件】

就学支援金新制度の対象外となる外国籍または外国人学校の生徒（在校生は留学生含む。新生は留学生除く。）

計算方法は5ページ

【支給区分】※ 所得確認基準額で区分決定します。

●通信制高等学校

[在校生(留学生含む)] R8.4より前に入学

年収目安※ ¹ (保護者合算)	所得確認基準額※ ² (保護者合算)	支援限度額※ ³ 上:定額制(年額) 下:単位制(1単位あたり)	国制度
590万円未満	154,500円未満	297,000円/年額 12,030円/単位	就学支援金 経過措置
910万円未満	154,500円 304,200円未満	118,800円/年額 4,812円/単位	就学支援金 経過措置
910万円以上	304,200円以上	118,800円/年額 4,812円/単位	高校生等・ 新修学支援

[新生(留学生除く)] R8.4以降に入学

年収目安※ ¹ (保護者合算)	所得確認基準額※ ² (保護者合算)	支援限度額※ ³ 上:定額制(年額) 下:単位制(1単位あたり)	国制度
590万円未満	154,500円未満	297,000円/年額 12,030円/単位	高校生等・ 新修学支援
910万円未満	154,500円 304,200円未満	118,800円/年額 4,812円/単位	高校生等・ 新修学支援
910万円以上	304,200円以上	—	—

※¹ 保護者1名が働き、子どもが2人(16~18歳:1人、~15歳:1人)いる4人世帯を想定

※² 支給区分は所得判定基準額を基に決定します。

※³ 年間上限:30単位(通算74単位)

【注意点】

履修単位数、履修期間等により、支給額が異なります。

支給額の詳細については学校の事務室へお問合せください。

支給額シュミレーション

所得確認基準額154,500円未満世帯の生徒が、1単位あたり12,000円の授業を1年間(12ヶ月)で25単位履修した場合

▶月額支給額:25,000円
(12,000円×25単位÷12ヶ月)

【所得確認基準額について】

6月頃に届く、「住民税決定通知書」に記載されている以下の税情報を用いて、所得確認基準額を計算します。

- ① 市町村民税の“課税標準額”
- ② 市町村民税の“調整控除額” ***県民税の調整控除額ではありません**

※税情報の名称は、自治体によって異なる場合があります。
※自治体によっては、「調整控除額」ではなく、ふるさと納税による控除や住宅ローン控除等を含めて「税額控除額」と記載されている自治体もあります。
(住民税決定通知書の摘要欄に、内訳が記載されている場合もあります)

▶ 調整控除額がわからない等、ご不明点がある場合は、
お住まいの市町村の税務担当窓口にお問合せください。

【所得確認基準額の計算方法】

下記の① - ② = 所得確認基準額

- ① 市町村民税の“課税標準額”^{※1} × 6%
- ② 市町村民税の“調整控除額”^{※2}_{※3}

※1 支給を受けようとする生徒本人が早生まれ(誕生日が1月2日~4月1日)であり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者等(2名の場合は一方)の課税標準額から33万円を控除します。

【適用例】2月10日生まれの2年生

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、当補助金の判定上、「調整控除額」に3/4を乗じた額となります。

【例】神戸市に納税し、調整控除額が2,000円の場合→1,500円

※3 ふるさと納税による控除や住宅ローン控除等を含めて「税額控除額」と記載されている自治体の場合は、以下により調整控除額を確認します。

【例】税額控除額11,500円、ふるさと納税による控除額10,000円の場合、就学支援金の計算に用いる調整控除額は、1,500円となる。

【所得確認基準額の計算例】

【計算例1（納税先：政令指定都市の場合）】

- 保護者A ・課税標準額：260万円（正社員勤務等）
 ・市民税“税額控除額”：8,000円（内、ふるさと納税分：6,000円）
 保護者B ・課税標準額：0円（住民税非課税 ※扶養内パート勤務等）

保護者A 課税標準額 260万円 × 0.06 = ①156,000円
 税額控除額 8,000円 - ふるさと納税分 6,000円 = 2,000円
 政令指定都市のため、2,000円 × 3/4 = ②1,500円
 ⇒ ① - ② = ③ 所得確認基準額154,500円

計算結果 … 保護者AとBの合算（保護者Bは非課税のため③のみ）
 = 154,500円（世帯の所得確認基準額）

【計算例2（納税先：政令指定都市以外の場合）】

- 保護者A ・課税標準額：260万円（正社員勤務等）
 ・市民税“調整控除額”：1,500円
 保護者B ・課税標準額：200万円（正社員勤務等）
 ・市民税“調整控除額”：1,500円

保護者A 課税標準額 260万円 × 0.06 = ①156,000円
 調整控除額 1,500円 = ②1,500円
 ⇒ ① - ② = ③ 所得確認基準額154,500円

保護者B 課税標準額 200万円 × 0.06 = ④120,000円
 調整控除額 1,500円 = ⑤1,500円
 ⇒ ④ - ⑤ = ⑥ 所得確認基準額118,500円

計算結果 … 保護者AとBの合算（③ + ⑥）
 = 273,000円（世帯の所得確認基準額）

【課税年度について】

■ 就学支援金

住民税が毎年6月頃に決定することから、新1年生は2回判定があります。
 （1回目：4月～6月支給分、2回目：7月～翌年6月支給分）

- ・令和8年4月～6月分 ⇒ 令和7年度の課税状況により判定
- ・令和8年7月～令和9年6月分 ⇒ 令和8年度の課税状況により判定

就学支援金

高校生等・新修学支援

【授業料への支援】

【申請に必要な書類】 [申請時期] 4月頃(入学後)

- ① 就学支援金の申請書 (入学・在籍する学校で配布)
- ② 保護者等全員分のマイナンバーカード裏面のコピー
(or 個人番号が記載された住民票)
- ③ その他学校が指定する書類

※県外校は、都道府県により手続き方法が異なる場合がありますので学校へお問合せください。

【申請先】

入学・在籍する学校です。学校からの案内をご確認ください。

◆申請したが、所得制限により不支給となった場合

7月に当該年度の課税状況により再判定を行います。
新たに支給対象になる可能性があるため、審査希望の方は、7月中に学校へ申請ください。

◆期日までに申請し忘れた場合

気づいた時点で、直ちに学校の事務室に連絡してください。
認定された場合、申請月から支給されます。

※次のいずれかに該当する者は支給が受けられません。

- ・高等学校等を卒業もしくは修了した者
(修業年限が3年未満のものを除く)
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36ヶ月を超えた者
(定時制・通信制高等学校等に在学する期間は4分の3として計算)
- ・定時制・通信制高等学校等に在学した期間が通算して48ヶ月を超えた者
(高等学校等に在学する期間は3分の4として計算)

奨学給付金【授業料以外への支援】

【対象要件】 [申請時期] 7月～9月頃(入学後)

- ① 各年度7月1日時点で在学していること
- ② 保護者等が兵庫県在住であること
- ③ A: 生活保護世帯(生業扶助受給) または、
B: 市町村民税所得割額及び県民税所得割額が
どちらも0円(保護者合算)であること

※経済状況の悪化等で収入が激減し、急変後の収入が
非課税相当と見込まれる世帯は、「家計急変分」として申請可能

【支給区分】

A 生活保護世帯(生業扶助受給)

B 市町村民税及び県民税の所得割非課税世帯

C 年収約270～380万未満又は年収約380～600万
未満の多子世帯【**専攻科のみ**】

区分	支給額(年額)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
A	52,600円	52,600円	
B	152,000円	52,100円	52,100円
C			10,420円

奨学給付金【授業料以外への支援】

【申請に必要な書類等】*は、令和8年7月1日以降に発行されたもの

- ① 住民票*（世帯全員分・続柄の記載があるもの）※1
※1 在寮しており住民票を他都道府県に移している生徒は、在寮証明書
- ② 在学証明書*（学校長印が押印されたもの）
- ③ 申請者名義の希望振込金融機関の通帳のコピー
（名義名、銀行名、支店名、口座番号が確認できる箇所）
- ④ 保護者等全員分の令和8年度の住民税がわかる書類※2
（課税証明書または生業扶助受給証明書*等）

※2 家計急変の場合は、上記④だけではなく、以下の書類が必要です。

- 家計急変の発生を証明する書類（離職票、廃業届等）
- 保護者等全員分の急変後1年間の年収見込み
（会社発行の収入見込証明書、税理士or公認会計士作成の証明書類等）

専攻科に在籍する場合の追加書類
⑤ 個人対象要件証明書

【申請方法】 ※令和8年7月1日～受付開始

県内 私立学校等に通う外国籍生徒
県内 外国人学校に通う生徒



入学・在籍する学校に提出
※申請書類等も学校から配布

県外 私立学校等に通う外国籍生徒
県外 外国人学校に通う生徒



兵庫県教育課にオンライン申請
※申請先は兵庫県HPに掲載



入学金支援【授業料以外への支援】

【対象要件】 [申請時期] 7月～9月頃(入学後)

- ① 令和8年度新入生であること
- ② 7月1日時点で兵庫県内の全日制高等学校または専修学校高等課程に在籍していること
- ③ 保護者等全員が7月1日時点で兵庫県在住であること
- ④ 7月1日時点で生活保護世帯(生業扶助受給) または、市町村民税所得割額及び県民税所得割額がどちらも0円(保護者等全員の合算)であること

※通信制、各種学校(外国人学校含む)、県外の学校にお通いの方、在校生は本支援の対象外です。

【支給額】

校種	支援限度額 (年額)
全日制高等学校	50,000円
専修学校高等課程	25,000円

※入学金の実支払額と支給限度額の低い方が支給されます。

【申請に必要な書類】

- ① 入学金支援の申請書 (入学・在籍する学校で配布)
- ② 住民票
- ③ 保護者等全員分の令和8年度の住民税がわかる書類
(課税証明書、非課税証明書、生業扶助受給証明書 等)
- ④ その他学校が指定する書類

【申請先】

入学・在籍する学校です。学校からの案内をご確認ください。

各給付制度 よくあるお問合せ

就学支援金【授業料への支援】

Q1. いつ頃支給されますか。

A. **在籍されている各学校法人 事務担当へご確認ください。**

※あらかじめ支給額相当額を差し引いて請求する学校や、
授業料全額分を納付後に支給額が振り込まれる学校がございます。

Q2. 更新の手続きは必要ですか。

A. 就学支援金は一度申請し認定を受けた場合、更新等の手続きは不要です。不認定の場合は再度申請いただくことで、新たに対象となる場合があります。

Q3. 同居している祖父母や生徒本人の収入も含まれるか。

A. **親権者がいる場合は含まれません。**

※親権者がいない場合は、在籍する学校にご相談ください。

奨学給付金【授業料以外への支援】

Q4. 兵庫県外の私立学校の申請先はどこですか。

A. **県HPからオンライン申請を行ってください。**

※オンライン申請が難しい方は郵送での受付をしますのでお問い合わせください。

Q5. 途中で転学/退学しましたが、返還は必要ですか。

A. 給付後に返還の必要はありません。

Q6. 期日までに書類の提出が間に合いません。

A. 提出できる書類は先にご提出ください。揃わない書類については、理由と提出予定日を、必ず提出先へ期日までにお知らせください。

※書類が揃わないと給付することができないため余裕をもってご準備ください。

Q7. 生活保護世帯で生業扶助を受けていない場合の申請区分は。

A. 非課税区分での申請となります。

入学金支援【入学料への支援】

Q7. 途中で転学/退学しましたが、満額支給されますか。

A. 7月1日時点で兵庫県の全日制高等学校か専修学校高等課程に在籍していれば満額支給されます。返還の必要はありません。

Q8. いつ頃支給されますか。

A. 学校を通じて支給されますので、**在籍されている各学校法人 事務担当へご確認ください。**

問合せ先一覧



AIチャットボットでのお問合わせ

※就学支援金、奨学給付金のみ
※入学金支援、個別性の高い内容（支給状況、認定額等）はお答えできません。

就学支援金【授業料以外への支援】

◆兵庫県ホームページ

「【授業料支援/外国人生徒向け】

兵庫県私立高等学校等就学支援金制度・高校生等新修学支援制度」

①申請方法・支給時期等

各学校法人 事務担当へご連絡ください。

②その他

兵庫県総務部教育課

Eメール：kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

奨学給付金【授業料以外への支援】

◆兵庫県ホームページ

「【授業料以外の支援/外国人生徒向け】私立高等学校等奨学給付金（一般分）」

①県内に学校法人がある場合

各学校法人 事務担当へご連絡ください。

②県外に学校法人がある場合

兵庫県総務部教育課

Eメール：kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

メールでの
お問合わせに
ご協力をお願い
します。



入学金支援【授業料以外への支援】

◆兵庫県ホームページ

「兵庫県私立高等学校等入学金支援」

①申請方法・支給時期等

各学校法人 事務担当へご連絡ください。

②その他

兵庫県総務部教育課

Eメール：kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

各制度
県HP一覧



県教育課メール



その他、貸付制度

【兵庫県私立高等学校入学資金貸付制度】

対象者	次のすべてを満たす者 ①私立高等学校（通信制課程を除く）に入学予定の生徒の学資負担者（所得税法上、生徒の扶養者）。 ②兵庫県内に在住する人 ③学資負担者の市（町）民税所得割額と県民税所得割額の合算した額が257,500円未満であること。 （年収目安：約590万円未満）
貸付額	300,000円以内（入学時納付金：入学金、施設費等）
申請時期	中学3年生時点の1月中旬～2月中旬

問合せ先：

公益社団法人 兵庫県私学振興協会

078-515-6760

公益社団法人 兵庫県専修学校各種学校連合会

078-391-7010

【高等学校奨学資金貸与制度】

対象者	高校に在学する勉学に意欲がある生徒で、以下の両方に該当する者 ①生計を維持する者が兵庫県在住であること。 ②生計を維持する者の収入総額が振興会の定める基準以下である世帯に属すること。 （給与所得者の場合、4人世帯で概ね680万円以下）
貸付額	月額30,000円（私立学校、自宅通学者の場合）
その他	タブレット端末等購入費等に対する貸与制度あり （奨学資金貸与者のみ）
申請時期	入学前：中学3年生時点の8月下旬～9月の間で各中学校が指定 在学中：毎年4～5月（以降、随時受付）

問合せ先：公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会

078-361-6640